

第十三回国会 内閣委員会 議録 第二十三号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長代理理事 江花 静君

理事 青木 正君 豊島 鈴木 義男君

鈴木 明良君 田中 啓一君

田中 萬逸君 橋本 龍伍君

平沢 長吉君 松本 善壽君

山口六郎次君 吉米地義三君

松岡 駒吉君 木村 榮君

出席國務大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員

大蔵事務官 森永貞一郎君

(大田官房長) 相良 惟一君

文部事務官(大臣 官房総務課長) 野原 正勝君

農林政務次官 駒形 作次君

工業技術庁長官 野原 正勝君

委員外の出席者

厚生事務官(大臣 官房総務課長) 小山進次郎君

専門員 龜掛川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月十六日

委員高田富之君辞任につき、その補

欠として木村榮君が議長の名指で委

員に選任された。

同日

委員木村榮君辞任につき、その補欠

として野野武雄君が議長の名指で委

員に選任された。

本日の会議に付した事件

文部省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一八七号)

厚生省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一九二号)

通商産業省設置法案(内閣提出第二

〇六号)

通商産業省設置法の施行に伴う関係

法令の整理に関する法律案(内閣提

出第二〇八号)

工業技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇七号) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三〇号) 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三八号) ○江花委員長代理 これより会議を開きます。

農林省設置法等の一部を改正する法律 (農林省設置法の一部改正) 第一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。 目次を次のように改める。 第一章 総則(第一條-第四條) 第二節 内部部局(第五條-第十二條) 第三節 附屬機關(第十三條-第十四條) 第四節 地方支分部局(第十五條-第十八條) 第五節 農地事務局(第十九條-第二十一條) 第六節 統計調査事務所(第二十二條) 第七節 食糧事務所(第二十三條-第二十四條) 第八節 営林局(第二十五條-第二十七條) 第九節 営林署(第二十八條) 第十節 外局(第二十九條) 第十一節 職員(第三十條-第三十一條) 第十二節 附則(第三十二條-第三十三條) 第十三節 農林省水産業に関する総合計画についての調査及び立案に関する事務を行うこと。

十四 所掌事務に係る物資の生産、配給及び消費の基本的施策につき企画立案をすること。 十五 所掌事務に係る物資に関する価格等の統制を行うこと。 十六 主要食糧及び所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の配給を行い、又は配給を規制すること。 第四條第十六号の次に次の四号を加える。 十六の二 主要食糧の使用、加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の使用、譲渡、譲受若しくは引渡を制限し、又は禁止すること。 十六の三 主要食糧の加工、譲渡、譲受若しくは引渡又は所掌事務に係る国際的に供給が不足する物資等の譲渡を命ずること。 十六の四 所掌事務に係る外国為替予算案の作成の準備をすること。 十六の五 所掌事務に係る事業に關し、外国投資家に係る技術援助契約の締結若しくは更新又は外国投資家の株式等の取得に關し認可を与え、又は届出を受理すること。 第四條第十七号中「農業協同組合、」の下に「森林組合、」を、同條

第四十六号中「貯蔵すること。」の下に「(輸入のための買入及び輸出のための売渡を含む。)」を加え、同條第四十七号中「価格」を「買入及び売渡の価格」に改め、同條第四十八号を次のように改める。 第四十八 削除 第四條第五十四号を次のように改める。 第五十四 削除 第五條第一項中「五局」を「七局」に、「農政局」を「農林経済局」に、「蚕糸局」を「蚕糸局」に改め、同條第二項を削る。 第六條に次の六項を加える。 3 農林経済局及び農地局に次長各一人、食糧局及び林野局に次長各二人を置く。 4 次長は、局長を助け、局務(農林経済局の次長にあつては、第八條第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を除く。)を整理する。 5 農林経済局に統計調査監一人を置く。 6 統計調査監は、命を受けて第八條第二十三号から第二十八号までに掲げる事務を掌理する。 7 畜産局に競馬監一人を置く。 8 競馬監は、命を受けて第十一條第十一号及び第十二号に掲げる事務を掌理する。 第七條中第十二号を次のように改め、第十三号から第十七号の

二までを削り、第十八号を第三号とする。

十二 農林畜水産業に係る土地及び農業水利の総合計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

第八條(見出しを含む)中「農政局」を「農林経済局」に改め、同條

第一項中第二号、第七号及び第十号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを順次一号ずつ繰り上げ、第八号中「農機具、農業その他の農業専用物品」を削り、「所掌する農業専用物品」を「所掌する肥料」に改め、同号を第六号とし、第九号中「農産物(蚕糸及び主要食糧を除く)及び農業専用物品」を「肥料」に改め、同号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同号の次に次の二十二号を加え、同條第二項を削る。

九 蚕糸その他の青果物の流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

十 農業倉庫に関すること。

十一 農業用小水力発電施設の助成を行うこと。

十二 資金に関する調整並びに農林中央金庫その他の金融業務を行う団体及びこれらの団体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

十三 農林漁業資金を融通すること。

十四 農林漁業資金融通特別会計の経理を行うこと。

十五 農村負債整理に関すること。

十六 農林省の所掌事務に係る

物資の売買取引を行うために必要な商品市場を開設することを目的とする商品取引所に関する調整を図ること。

十七 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業団体の指導監督を行うこと。

十八 農林省の所掌に係る事業の合理化に関すること。

十九 農林畜水産業用物資の調達又は配分に関する調整を行うこと。

二十 外国為替予算案の作成の準備に関する事及び輸出入に関する連絡調整を行うこと。

二十一 輸出農林畜水産物の等級、標準及び包装条件並びに検査に関すること。

二十二 日本農林規格に関すること。

二十三 農林省の所掌事務に係る統計報告の徴収についての調整その他統計に関する総合調整を行うこと。

二十四 耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。

二十五 農山漁村の統計的経済調査を行うこと。

二十六 前二号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。

二十七 統計的調査資料に基づき、農林畜水産業に関する予測事業を行うこと。

二十八 農林省の所掌事務に係る図書、文集、保管、編集及び刊行を行うこと。

二十九 農業(畜産業を含む)。

次号において同じ)及び農民生活に関する経済学的研究の企画、実施、調査及び助成並びに関係研究機関の行う当該研究の連絡調整を行うこと。

三十 農業及び農民生活に関する経済学的研究についての資料を収集し、整理し、及び刊行すること。

第九條第二項から第四項までを削る。

第十條第一項第一号から第四号までを次のように改める。

一 農業経営の改善を図ること。

二 農産物(蚕糸を除く。以下本條中同じ)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。農林経済局及び食糧局の所掌に属することを除く。

三 農機具、農業その他の農業専用物品(肥料を除く。以下本号及び次号において同じ)の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。(他省がその生産を所掌する農業専用物品の生産に関することを除く。)

四 農産物及び農業専用物品の検査に関する事。(食糧局の所掌に属することを除く。)

第十條第一項中第四号の二及び第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 農産物の生産の指導に關し、当該業務を行う団体を指導監督すること。

五の二 病虫害の防除及び輸入植物の検疫に関する事。

第十條第一項第七号、第十号、第十二号及び第十三号中「農民生活」を「農山漁家の生活」に、同項第九号、第十一号及び第十三号中「試験研究」を「自然科学的試験研究」に改め、同條第二項から第四項までを削る。

第十一條第二項を削る。

第十二條の次に次の二條を加える。

(食糧局の事務)

一 主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行うこと。

二 主要食糧の買入及び売渡の価格の決定並びに主要食糧の価格の統制に関する事。

三 主要食糧の集荷、配給、消費その他需給の調整に関する事。

四 飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

五 主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行うこと。

六 主要食糧の輸出入の許可等に関する事。

七 主要食糧の集荷、配給、加工等の業務並びに飲食料品及び油脂の生産、流通等に関する業務の発達、改善及び調整を図ること。

八 主要食糧、飲食料品及び油脂に関する団体の指導監督及

び助成を行うこと。

九 農産物検査法(昭和二十六年法律第四十四号)による農産物の検査その他主要食糧、飲食料品及び油脂の検査に関する事。

十 主要食糧、飲食料品及び油脂についての試験研究に関する事。

十一 食糧管理特別会計の経理を行うこと。

(林野局の事務)

第十二條の三 林野局において左の事務をつかさどる。

一 林業行政に関する企画を行うこと。

二 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営に関する事。

三 民有林野の造林及び營林に関する事。

四 森林治水に関する事。

五 保安林及び保安施設地区に関する事。

六 林道の造成、復旧等を行い、及び林道に関する指導助成を行うこと。

七 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

八 木材、薪炭その他の林産物及び加工炭の検査に関する事。

九 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品に関する事。

十 立木の取得、加工及び処分に関する事。

十一 森林組合その他林業、林産物及び加工炭に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

十二 森林病害虫の防除に関すること。

十三 森林火災国営保険に関すること。

十四 野生鳥獣の保護繁殖を図り、狩猟の取締を行うこと。

十五 林業に関する試験研究及び調査を企画し、関係試験研究機関の行う当該試験研究の連絡調整を図り、並びに林業技術の改良、発達及び普及を図ること。

十六 森林火災保険特別会計及び国有林野事業特別会計の経理を行うこと。

第十三条中「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場」に、「種畜牧場」を「種畜試験場」に、「種畜牧場」を「種畜試験場」に改める。

第十六条及び第十七条を削り、第十八条を第十六条とし、第十九条及び第二十条を削り、第二十一条を第十七条とし、第二十二条を第十八条とし、同條の次に次の二條を加える。

(食糧研究所)
第十九條 食糧研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二 食糧に関する分析、鑑定及び検定

三 試験研究のために製造し、又は加工した製品及びその原料又は材料の配布

四 食糧の利用、加工、貯蔵等に関する講習

2 食糧研究所は、東京都に置く。

3 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(林業試験場)
第二十條 林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の生産及び配布を行う機関とする。

2 林業試験場は、東京都に置く。

3 農林大臣は、林業試験場の事務を分掌させるため、所要の地に林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

4 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

第二十三條を第二十一條とし、第二十四條から第三十三條までを順次二條ずつ繰り上げ、第三十二條及び第三十三條として次の二條を加える。

(食糧管理講習所)
第三十二條 食糧管理講習所は、食糧管理の実務に関する講習を行う機関とする。

2 食糧管理講習所は、愛知県に置く。

3 食糧管理講習所の内部組織については、農林省令で定める。

(林業講習所)
第三十三條 林業講習所は、林業の経営及び技術に関し、林野局、営林局及び営林署の職員の教育

2 林業講習所は、東京都に置く。

第三十四條第一項の表中

米価審議会

森林火災国営保険審査会

中央森林審議会

第三十五條中「統計調査事務所」を「統計調査事務所」に改める。

第四十二條第一項中「農作物の作況」を「農林畜水産物の收穫高」に、「農村」を「農山漁村」に改める。

第四十三條及び第三三章を削り、第二章第三節中第二款的次に次の三款を加える。

第三款 食糧事務所

(所掌事務)
第四十三條 食糧事務所は、本省の所掌事務のうち第十二條の二に掲げるものを分掌する。

2 農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に本省の所掌事務のうち農林産物の検査に関する事務を分掌させることができる。

3 食糧事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

3 林業講習所の内部組織については、農林省令で定める。

米価審議会

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の規定により、森林火災国営保険に関する事項を審査すること。

米価その他主要食糧の価格の決定に関する基本事項を調査審議すること。

森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の規定により、森林火災国営保険に関する事項を審査すること。

森林に関する重要事項を調査審議すること。

(支所及び出張所)
第四十四條 農林大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に食糧事務所の支所及び出張所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第四十五條 営林局は、本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

一 国有林野及び公有林野官行造林地の管理及び経営を行うこと。

二 民有林野の造林及び営林の指導並びに森林治水事業に関すること。

三 国有林野官行造林地の産物及び製品に関すること。

四 立木の取得、加工及び処分に関すること。

五 営林署を指導監督すること。

(名称、位置及び管轄区域)
第四十六條 営林局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名称	位置	管轄区域
旭川営林局	北海道 上川郡 (石狩国)	北海道のうち上川郡(石狩国)、宗谷郡、礼文郡、利尻郡、天塩郡、枝幸郡、中川郡(天塩国)、苫前郡、上川郡(天塩国)、雨霧郡、留萌郡、増毛郡、旭川市、空知郡の一部、勇拂郡の一部
北見営林局	北海道 北見市	北海道のうち北見市、紋別郡、常呂郡、網走市、網走郡、斜里郡
帯広営林局	北海道 帯広市	北海道のうち帯広市、目梨郡、標津郡、野付郡、根室郡、花咲郡、厚岸郡、川上郡、釧路市、阿寒郡、白糠郡、足寄郡、中川郡(十勝国)、十勝郡、河東郡、上川郡(十勝国)、河西郡、広尾郡

札幌管営林局	札幌市	北海道のうち札幌市、浜益郡、樺戸郡、岩見沢市、厚田郡、石狩郡、札幌郡、夕張郡、夕張市、沙流郡、新冠郡、静内郡、三石郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、千歳郡、小樽郡、小樽市、高島郡、忍路郡、餘市郡、占平郡、美内郡、積丹郡、白老郡、空知郡の一部、勇拂郡の一部
函館管営林局	函館市	北海道のうち函館市、古宇郡、若内郡、紅田郡、磯谷郡、歌来郡、有珠郡、室蘭市、壽都郡、幌別郡、島牧郡、瀬棚郡、山越郡、太宰郡、久遠郡、奥尻郡、爾志郡、茅部郡、亀田郡、上磯郡、檜山郡、松前郡
青森管営林局	青森市	青森県、若手県
秋田管営林局	秋田市	秋田県、山形県
福島管営林局	福島市	宮城県、福島県
東京管営林局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
長野管営林局	長野市	長野県、新潟県
名古屋管営林局	名古屋市	静岡県、愛知県、岐阜県、富山県
大阪管営林局	大阪市	大阪府、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、島根県
高知管営林局	高知市	高知県、徳島県、香川県、愛媛県
熊本管営林局	熊本市	熊本県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- 前項の表に掲げる管轄区域中「郡の一部」とある地域は、農林大臣が定める。
- 農林大臣は、林産物運搬設備の管理その他の事項で二以上の管轄区域にわたるものに関し必要あるときは、その事項を管轄する管轄局を指定することができる。
- 農林大臣は、林産物の運搬設備の管理その他の事項に關し必要あるときは、管轄局の所掌事務の一部を管轄局に行わせることができる。

- (内部部局)
- 第四十七條 管轄局に左の三部を置く。
- 総務部
 - 経営部
 - 事業部
- 2 前項に定めるものの外、管轄局の内部部局の組織の細目及び職員の数制については、農林省令で定める。
- 第五款 管轄局
- (所掌事務)
- 第四十八條 管轄局は、本省の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。
- 国有林野及び公有林野官行造林地の造林及び管轄局を実施すること。
 - 民有林野の造林及び管轄局を指導すること。
 - 国有林野及び公有林野官行造林地の産物及び製品の生産及び処分を行うこと。
 - 立木の取得、加工及び処分を行うこと。
- 2 管轄局の名称、位置、管轄区域及び内部組織並びに職員の服制については、農林省令で定める。
- 3 管轄局長は、林産物の運搬設備の管理その他の事項で二以上の管轄区域にわたるものに関し必要あるときは、その事項を管轄する管轄局を指定することができる。
- 改正後の第四十八條の次に次の一章を加える。
- 第三章 外局
- (水産庁)
- 第四十九條 国家行政組織法第三

條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、水産庁とする。

- 水産庁の組織、所掌事務及び権限は、水産庁設置法の定めるところによる。
- 第七十四條を第五十條とし、第七十五條を第五十一條とする。(水産庁設置法の一部改正)
- 第二條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
 - 第七條の二中「第七條の六」を「第八條」に改める。
 - 第七條の九及び第八條を削り、第七條の八を第八條とし、第九條を次のように改める。(漁業調整事務局及び漁業調整事務所)

名 称	位 置
北海道漁業調整事務所	札幌市
仙台漁業調整事務所	仙台市
新潟漁業調整事務所	新潟市
香住漁業調整事務所	兵庫県

- この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
 - 昭和二十八年三月三十一日までの期間内において政令で定める期日までは、管轄局の名称、位置及び管轄区域については、農林省設置法第四十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 従前の倉庫庁及び林野庁の機関及び職員並びに経路安定本部の米価審議会及びその委員(専門委員を含む)は、それぞれ農林省の本省の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。
 - 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
 - 第二條第二項第七号中「林野庁」を「林野局」に改める。
- 野原政府委員 農林省設置法等の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。
- 今回提案いたしました農林省設置法等の一部を改正する法律案は、今次の行政機構改革の一環として農林省の機構改革をその内容としたしておるので

ありまして、第一條において農林省設置法の一部を、第二條において水産庁設置法の一部を、改訂いたしてあります。

まず第一條の農林省設置法の一部改訂から御説明をいたしますと、その要旨は、(一)食料糧及及び林野庁を内局とし、それ、(二)食糧局及び林野局とすること、(三)大臣官房、農政局及び農林省の事務の配分を調整して、農政局を農林省とすること、(四)内局に置かれた部及び新たに内局となる食糧局及び林野庁の部を廃止すること、(五)農林省の事務の配分を調整して、農政局を農林省とすること、(六)米価審議会を経済安定本部から移管すること、(七)林野局の管轄区域の一部を変更すること、(八)林野局に農業講習所を新設することの八点であります。

第一の食糧局及び林野庁を内局といたしますことは、今次の行政機構改革の主要な目的である外局の整理の方針に即応するものであります。

第二の大臣官房、農政局及び農林省の事務の配分の調整につきましては、これまでの大臣官房の事務が、旧農政局の事務の大部分を承継した関係上、他省に比し複雑大であること、また農政局の事務のうち植物防疫及び農産物の生産に関する事務は、農業改良及び普及の事務と一体として一局において所掌させることが適当であること等の諸事情がございますので、この際これら三局間に事務調整を行い、大臣官房の事務のうち金融、検査及び貿易等に関する事務並びに農業改良局の事

務のうち統計調査、経済研究等に関する事務は、従来の農政局に移し、その名称も性格を考慮して農林省と改訂し、さらに農業改良局には従来の農政局の事務のうち農産、特産及び植物防疫に関する事務を移し、農林省の刷新を企図いたしましたのであります。

第三の部制の廃止につきましては、これまで今回の行政機構改革の主要な目的の一つでありまして、従来から臨時の部制として存置されていた内局の部制をこの際全廃することとされ、農政局の農業協同組合部、農地局の管理、計画部及び建設部、農業改良局の統計調査部、研究部及び普及部、畜産局の畜馬部、新たに内局となる食糧庁の総務部、業務第一部及び業務第二部、林野庁の農政部、指導部及び業務部を廃止することとしたのであります。

第四は、前述通り部制の廃止に伴い、その所掌事務が相当複雑大な部局すなわち農林省、農地局、食糧局及び林野局についてはその質量に応じ、それ、一人または二人の次長を置くこととしたのであります。

第五の統計調査と競馬監の新設は、これまで前述の部制廃止に伴うものでありまして、前者は統計調査事務の特殊の性格等を考慮してその事務を掌理する特別の職が必要と考えられたため設置するものであり、後者は競馬に関する事務を掌理する特別の職が必要であるため設けられるものであります。

第六の米価審議会は、従来経済安定本部の附属機関であったのであります。が、物価関係の事務はすべて所管物資

別に各省に分割されましたに伴い、この審議会も農林省の附属機関といたす必要があるものであります。

第七の管轄区域の変更につきましては、従来の管轄区域が昭和二十二年のいわゆる林政統一即ち御料林と国有林が合一したとき以来のものであり、その後における諸事情の変更等を考慮してこの際国有林野の適正な経営をはかるためにはその一部の管轄区域を変更することが必要と考えられるに至りましたので、改正をいたすこととしたのであります。

第八の林業講習所の新設は、従来から継続して参りました林野庁及び宮林局の職員に講習施設を形式上講習所という施設に発展せしめるものでありまして、林業の技術及び経営に関する講習を常設的な講習所において行うことによつて事務能率の向上等をはかるうとするものであります。

次に、第二條の水産庁設置法の一部改正について御説明いたしますと、その要旨は、水産駐在所を廃止することと漁業調整事務所を設置することの二点であります。

第一の水産駐在所の廃止でございますが、この水産駐在所は、元來設置法上臨時のものであり、またその所掌事務も水産物の需給調整及び漁業の許可に関する事務であつて、水産庁の地方支分部局として今日の水産行政の事務の実際をそぐわれない点がありましたので、後述の漁業調整事務所の新設ともならみ合せてこれを廃止することとしたのであります。

第二の漁業調整事務所の新設は、水産駐在所の廃止とともに水産行政の出先機関整備のための支柱をなすもので

ありまして、水産行政の現段階から見まして、漁業法及び水産資源保護法の施行に関する事務のうち特に必要な範圍内の国の事務は、直接国において出先機関を設けて行うことが必要と考えられますので、今回漁業調整事務所とやらんでその小規模の組織として漁業調整事務所を設置するわけでありませう。なお、従来水産駐在所は、全国で七箇所設置されておつたのであります。調整事務所は、五箇所でございますので、簡素化の目的にも順応しておるわけでありませう。

以上申し述べましたところが本法案提出理由の大要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○江花委員代理 これにて提案理由の説明は終了しました。

四法案について質疑を行います。質疑は通告順にこれを許します。

○木村(農)委員 議事進行について。幾ら何でも与党側でも二、三人ぐらい来て、今の通商産業省関係では大臣が顔を出して一般的な問題を聞いた上で、こまかい点は長官や局長に聞いてもいいと思つてますが、これじやまつかくあまりにも権威のない委員会、ことに内閣委員会もあるものがあるという不手ざわではどうにもならぬと思つております。暫時休憩をして、大體頭数をそろえてやつたらどうです。総罰委員会で再三こんなことがあるけれども、あそこは政策を検討するところじやないから、場合によつてはしようがないと思つて、最後の委員会がこういうことでは困る。

○江花委員代理 お話の通りです。暫時休憩しますか、または質疑を続行して待つていただきますか。

○鈴木(農)委員 ちよつと委員長：木村君の言う通りですが、せつつかく時間があるから、やれるだけはやつておいて、午後からそういうふうにいましてしよう。

○江花委員代理 それで木村君御了承願いますか。

○木村(農)委員 了解させていただきます。

○江花委員代理 それでは御了解を承りまして、会議を続行することにいたします。鈴木委員君。

○鈴木(農)委員 ただいま、農林省次官の提案理由の御説明がありましたから、引続き二、三の点を承つておきたいと思つております。

まず今度の行政機構改革は、外局たる庁を廃止して内局にするということ、林野庁のより大きなものを、それから食糧庁、そういうものをみな内局にしてしまつたわけでありませうが、林野庁のより大きなものを、何ゆえこれだけ大きな仕事をしなければならぬものを内局とするのであるか、また内局とすることによつて、従来の仕事を円滑にそのままやつて行けるかどうか、その点について所信を承りたいのであります。

○野原政府委員 鈴木委員の御質問にお答えいたします。今度の行政機構改革に伴いまして、林野庁のごとき仕事の非常に大きい役所、量、質ともに当然外局であるべきような役所を内局にした理由は何かという御質問であります。これはまことにごもつともな御質問なのでありますけれども、今回の行政機構改革におきましては、一応外局というものは、原則として置

仕事を参つておつたのでありま
す。私も従来は、従来の機構といふもの
は非常に進んだ一つの官庁行政機構の
あり方として、実は一つの誇りを持つ
ておつたものであります。なお
農地改革その他の事務を管掌いたしま
すために、管理部長が設けられておつた
ことは御承知の通りであります。従来
ございましたように、非常に合理的
な部制といふものを、われ／＼は正直
の語が、残したいというように考えて
おつたのであります。画一的な部
制廃止といふことについての御意見は
いろいろございまして、先ほど来
申しましたような政府の一応の方針と
いたしまして、内局における部制は置
かないという原則の上に立ちまして、
農林省としましては、率直な話が不本
意ながら、部制を廃止するといふ立場
をとらざるを得なかつた。そこでそれ
にかわるべきものになるかどうか知り
ませんが、次長制といふものによつ
て、せめてもその足りない部分を補お
うといふことなのであります。この
行政機構改革案によつて何ら支障がな
いかということになりますと、われわ
れ責任の当局としましては、いかなる
行政機構のもとにおいてもその仕事に
おいては、つばにやらなければならま
せんし、またやり通すだけの信念は持
つておるわけでございまして、これ
が完全無欠なりやという点になりませ
れば、いろいろ御議論もあろうと思ひ
ますが、その点につきましては、農林
省としては、ここまで決定いたされま
す段階においては、いろいろと農林省
側の強い要望もあり主張もあつた。し
かしそれは遺憾ながらその全体とし
て、われ／＼も農林省だけの立場を守

るのが困難な事情もございましたの
で、かような案に現われたといふこと
なものであります。機構のいかんを問わ
ず、仕事の方は一生懸命やるつもりで
あります。

○江花委員代理 この際お諮りいた
します。通産大臣が出席されておしま
すが、予算委員会に御出席の都合上、き
わめて短時間でも皆さん方の御質疑を
受けたいとおつしやつておいでになつ
たわけでございますから、通産産業大
臣に御質問の向きがあれば、この際農
林省関係を一時やめまして、その方の
御質問をお願いしたいと思ひますが、
いかがでしょうか。それは木村榮
君。

○木村(榮)委員 時間がないうそです
から、簡単に要点だけをお尋ねします
が、今度の通産産業省設置法を見ます
と、大体一貫して流れていまして、も
は、日本の再軍備と密接な関
係があるように再編成されるものと考
えております。そこでたとえば重工業
局といつたふうのものができまして、
その内容はまだ詳しく検討いたしてお
りませんが大体一般的に見まして、兵
器の生産に非常に関係の深いような方
向に再編成をされておる。その一方、
平和産業と目されまます軽工業の方を見
ますと、今までは繊維局、雑貨局、化
学局といつたふうのものになつていた
のを、ただ軽工業局といつたふうの簡
単にまとめまして、日本の産業は御承
知のように非常に中小企業が多いわけ
ですが、こういつたものの方面へは積
極的な対策を立てないような形におい
て、この今度の設置法が考えられてお
る、こういうふうに考えますが、その

点に対して最初に大臣の御意見を承つ
ておきたい。

○高橋國務大臣 今度の通産省の機構
改革は再軍備といふことを考へてでな
いかという御質問でしたが、重工業
ことは全然考へておりません。重工業
といふと、何かさういふ誤解を受け
かもしらぬですが、今度工業に關係
しておる局が五局あつたのです。それ
を工業局といふような一局に集めま
すのは、あまりに仕事が多すぎると
思ひますから、工業を重工業と軽工業と
二つに分けて、二つの局を置くとい
ふ趣旨なのであります。

○木村(榮)委員 それからこれはきの
うの新聞にも報道されていたと思ひま
すが、今度アメリカ軍に接収されて
おりましたかつての日本軍の工廠、燃
料廠、こういうふうなもの民間に拂
下げはなくなつて、また日本政府の管
理によつて昔のような軍需生産をやる
工廠に復活するのではないか、こうい
つたふうなことが民間に報道されてお
ります。またこれを裏づけいたします
ように、御承知のように、敗戦後は全
國で大体百八十箇所のかつての陸海軍
工廠が、約千の日本の中小企業に分割
されて、貸借されておつた。ところが
最近アメリカの直接管理下に置いて
これを利用するんだという建前から、
無補償でどん／＼また再び接収され
おるような状態にある、こういつたよ
うなことを考へますと、この間の新聞
報道も必ずしもこれは虚構なことでは
ないといふふうに考へますが、これに
対して大臣の御所見を伺つておきたい
と思ひます。

○高橋國務大臣 その新聞記事は私も
読みましたが、どういふところからそ
の報道の何が出たのか、私は別にさう
いふことは全然考へておりません。
○木村(榮)委員 大臣は考へておられ
なくても、今度の機構改革にも見られ
ますように、今度あつた民間産業
の、おもに平和産業を保護育成する
といつたふうな建前の試験所、研究所
といつたものは、縮小されま
して、さうして日本の大きな企業体、こ
ういつたふうなものが工業技術院の方
に大体まとめられて、アメリカのい
ゆる技術導入といつたふうなものと
連いたして、さういつた方面のみで
大資本だけの技術の援助といつたふう
なことになつておられますが、こうい
つたふうなことを考へますと、今大臣が
御答弁なさつたことと相矛盾するの
じやないかと思ひます。さういふこ
とを考へていないといふことだけでな
く、具体的にさういふふうな方法で日
本の平和産業を保護育成、発展するの
だといふ点を御説明が願ひたいと思
ひます。時間もありませんから、大
臣は御無理でございませぬが、でき
ましたならば簡単にでもつけようです
が、御説明願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 現在あります技術行
を技術院といふことにかえたのです
が、それについてただいまの御答弁は
何か誤解があるように思ひます。技
術院を技術院にいたしましたのは、た
だ名前をかえただけなのです。内容は
少しもかわらない。工業技術院とい
ふのは現在の幾つかの工業試験所を持
ちまして、技術の研究向上と技術行政
とを一貫して取扱つておる。今度の機
構改革で一部では技術院を内局にする
といふ意見もあつたのであります。し
かし御承知のように、日本は技術方面

が非常に遅れておりますので、将来も
この技術の研究向上といふことには非
常に力を入れなくちゃいけない、これ
を内局にするには不適当だといふこ
とを私は固執しまして、附属機関とし
て残すことになつたのであります。た
だそれだけの理由であります。

○木村(榮)委員 これは予算委員会
で聞く方がいいかと思ひますが、さう
いふお見えになつたからお尋ねしたい
のですが、さういつたふうな、今御答
弁になつた指導とか、あるいは再軍備
の方向の再編成ではないといつたふう
なことでは、現在の日本の経済状態を見
まして、たとえば綿糸や綿布にいたし
ますと、最近の報道では滞貨がす
ましても、最近の報道では滞貨がす
でに三十万こり、しかも中小メーカ
の持つております手持ちを加えますと、
四十五万こりぐらゐに及ぶのではない
かといつたふうなことが報道せられて
おる。さういつた状態の中において、
その責任者である大臣は今後一体こ
ういつた状態をどのような方法で処理
して行くか、さうの新聞でも御承知の
ように、綿布や綿糸の輸出の状態はき
わめて悪化の傾向をたどつておるよ
うに報道されておる、その中であつて
しかもこのような滞貨が出ておるよ
うな状態を考へておる、操縦にも限度が
あり、さう操縦々々では、まつたくこ
れは壊滅いたしますが、さういつた点
を、さういふ機構改革を機会にどのよ
うにうまく調整をいたされる考へで
ございませぬか、承つておきたい。

○高橋國務大臣 綿糸の滞貨のお話
がありましたが、滞貨といふことは、
考へようによつて非常にむずかしいの
で、ある程度のランニング・ストック

というものは必要なので、綿花についても、綿糸についても、このランニング・ストックがどの程度かぜひ必要だということ、いろいろ意見があります。このランニング・ストックがあまり少ないことは好ましくないもので、たとえば昨年の九月ごろに、日本の石炭のストックが非常に少なかった。大体石炭のストックとしては二百万トンぐらゐが適当であると思うのですが、それが百万トンぐらゐちよつとした事情で、たとえば洪水が平年より多かつたということ、石炭の事情があつたことになつたのであります。あの当時ストックが二百万トンあれば、ああいうような混乱は起さずに済んだのであります。それから現在の四十万トンというものは、私ちよつと納得ができません。現在の綿糸関係のストックというものは私ちよつと多過ぎると思わない。多過ぎるといふまでも、せいゝ五万トンかそこらであつて、現在三月から生産制限を勧告してありますが、三月、四月の実態を考へますと、消費はあまりふえていない。このくらいのところを心配をすることはないのではないかと思ふます。

それから繊維品類の輸出の状況ですが、これは世界的に繊維品の事情がオーバー・プロダクトとなつて、事情が非常にかわつて来たわけなのです。各地で、イギリスのごときも生産制限をしておるのですが、その影響は、多少の影響が日本のこれらの輸出にあるといふことは免かれませんが、こゝういふ必需品のものですから、私は世間の悲観論者が言つておるやうに、悲観はしてないのです。これは昨年の七、八月ごろに輸出が停頓しました

時分にも、いろいろ悲観論がありまして、これでも、少し時をたつてみれば、もういふものは解決した。従つて今の滞貨といふものは、現在の生産を継続して行くならば、その御心配になるものでないと思ふます。

○木村(衆)委員 あと一点を聞きまして、給木さんに譲りたいと思ふますが、今の御答弁ははなはだ不満であつて、この点は私は反駁するものをたくさん持つておられますが、時間もございませぬし、大臣と議論はきようはしてもしようがありませぬからやめます。そこで最後に私が聞きたい点は、従来通商監というのがございまして、特にアメリカ方面との貿易関係といふものは、通産省において円満にやつておるといつたふうなものがあると思ふます。

○給木(通)委員 それでは通産大臣のところを御承知のやうに、私が今までのところの水産委員会でも相当問題に悩んでおるが、通商局あたりが積極的に扱つて円満な方向へいつてもやつていければならぬ問題であるもつかかわらず、特に最近まぐるの輸入関税の問題をめぐつて、日本の業界にはたいへんな混乱が起つておる。今日の新聞なんかを見ますと、アチソン長官は関税がかからない方を希望しているといふふうなことを言つておられますが、それはほんとうかやうそか別として、そのいふ報道さへあるぐらゐ、このまぐるの関税問題といふのは、アメリカの國務省やまた業者、その他議会方面においても相当問題になつておる。こゝういつた中におきまして、日本のあなた方の責任において、もう少しこれを処理なさらぬと、もしこのやうな方向で輸入関税をかけられますと、おそらく日本のまぐる業者は壊滅的な打撃を受ける

のは、これは業界一致した意見です。それに対して何か現在のところ御交渉とかあるいはまた打つべき手をお考えになつておるかどうか、この点を承つておきたいと思ふます。

○高橋國務大臣 まぐるの米国における輸入関税の問題は、むろんわれわれも非常に重大な関心を持つて、もう昨年からの対策を講じておるのです。これは民間の人ですけれども、この一月からアメリカへ人を派しまして、各方面に極力運動をして来たのであります。最近数日前に、いよく国会で審議されるということで、すぐわれわれは、今日は外務省を通じてでありますけれども、アメリカの政府当局に意見を書いて阻止方を要請しておるわけでありませぬ。

○給木(通)委員 それでは通産大臣に、資源庁とか中小企業庁というものが例の外局を内局にするという根本方針に従つて機械的に内局編入したやうであります。一体そのまゝの形です。役所を内局にするのだから、何も今までと違つたところはない、大いに今までと同じことをやるのだ、こゝう農林省の方でも御承知になつたのであります。おそろく通産省の方でもさういふことを言おうと思ひます。しかし行政の実際を知つておる者から見れば、外局であるのと内局であるのでは雲泥の差があることは公知の事実であります。ことにわれわれは、この中小企業対策等については、日本の産業構造から見ても、最も力を入れなければならぬ。それでありますから、独立の役所をつくつていいと思つておるのに、せつかくともかくも外局として存在する中小企業庁、資源庁のこと

きものを内局に編入するといふことは、どういふお考えからであるか。またそれは今までと同じく、今まで以上の能率を上げ得るものと信じておられるのであるかどうか、お答えを願ひたい。

○高橋國務大臣 たいへんむづかしい御質問で、農林次官も大分お苦しいやうであつたけれども、いろいろ省内外で検討に検討を重ねたのですが内局にいたしましたもさしつかえないという結論を得ましたので、とにかくこれに同意したわけでありませぬから、どうか御賛成を願ひたい。

○給木(衆)委員 実にたよりないことおびただしい答弁でありまして、農林政務次官の方の御答弁もやはり同じやうなことで、さういふ自信のない行政改革をやるといふことは、まことによろしくないと思ひます。いざれそのこととはあとで討論の際に申し上げます。それではなお農林省関係について伺います。委員長の議事運営の政策かどうか知りませぬが、せつかく熱が上つて来たところを水を入れてしまつた。こゝういふことはなるたけひとつ避けるやうに願ひたいと思ひます。先ほど農地局の問題で、農林次官のお答えがあつたのであります。すこぶる自信のないお答えと私は拜聴した。やむを得ないからさうしておる、さういふことでは必ずこれは将来憂うべきものがあると思つておる。どういふ方部でも廃止するのはいけないと、さういふむちやな議論はわれわれはしないのであります。こゝういふ大切な仕事を、ことに広川農林大臣は、東京ではあまり言わぬやうですが、いなかの方面に行くとき農地改良五箇年計画、今に食

糧を非常に増産してみせる、それには着々手が打つてあるし、行政機構も十分整備してかかるというやうなことをお話になつておる。それで出て来るものはこゝういふふうには部長制を廃止し、今までのほかの小さい局と同じやうな雑然たる、分類をあいまいにしてやつて行こう、それでは実際に仕事をやれるとはちよつと思はないのであります。しかしさういふことを論じて行く、議論になりますから省略しておきますが、十分にその点をひとつお考えを願ひたいと思ひます。

それからいまい一つ、米価審議会のことを承つておきます。経済安定本部を廃止した結果、各物資ともそれらの所掌の役所で審議するということにしたといふのであります。しかし米価のやうなものはこれは特別なものであつて、あらゆる物価の基本をなすものでありますから、それはどこに置いてもさしつかへはないわけでありませぬ。けれども、経済審議庁といふものを安んずるべきとしてつくる以上は、やはりさういふところにおいて総合的に審議する必要があると思ひます。こゝういふことが安当ではないかと思ひます。それでは、これを農林省の所管にされた理由を承りたいのであります。

○野原政府委員 米価審議会を農林省の附屬機関とするのは、先ほど提案理由の説明で申し上げました通りであります。これはわれわれが、こゝういふ理由で申し上げました通りであります。米を生産しておられます者は農民であり、農業生産の観点から見まして、農業政策としてあくまでもこの米価を適正にきめるといふことが大事であります。もとより米の値段といふものは、他の国民全体の生活に及ぼす

實際の執行面の仕事はやらない方がよ
ろしい、税務行政の機構面をやつた方
がよいという考え方に立つておりま
す。従いまして、国税庁が今やつてお
ります執行面の仕事は国税局以下に移
しまして、たとえば人員等につきまし
て国税局にこれを再配置する、そうい
つたようなことが必要になるかと考
えておるわけでございます。そういう
意味で、国税局以下につきましては、
強化こそすれ弱体化はしないというこ
とを申し上げたわけでありませう。御了承
いただきたいと思ひます。

○松岡委員 なお地域的に税務署の廢
止ということと関連いたしました。私
どもとき／＼さいさな事柄で、自分の
経験を言へば、まづたく悪意があつた
ものでも何でもなくとも、どこかで講
演料をもらつたやつをうつつかりして申
告しなかつたというよりなことのた
めに呼び出されたりすることがあるの
です。議員であつたり何かするせいで幾
分遠慮してくれて、あまりむだな時間
がなくても済むよりであるけれども、
一般の話を書くとなか／＼そうでなく
て、呼び出された人たちはえらい迷惑
をするらしい。いわんや都会生活を
しておるのではなくて、税務署の所在地
まで何か交通機関を利用しあるいは徒
歩でというよりな人たちにとつては、
一日つぶさなければならぬ。これは
現にそういう不満、不平を相当に耳に
しておるわけなのですが、税務署が廢
止されるといふようなことのために、
國民にそういう迷惑を一段とかけるよ
うなことになるまいかと思ひます。

○森永政府委員 税制の敷次にわたる
改正に伴ひまして、至税点がある／＼

にかわつて参つておりますのと、また
國民所得の發生の層と申しますか、分
野と申しますか、それが長い間にいろ
いろかわつて来るといふようなこと
もございまして、一度きめました税務
署の配置をそのままずつと維持するわ
けに行かないというよりな事態も起つ
て来るわけでございますが、このよう
な観点から若干の税務署につきまし
ては、税務署を廢止いたしました。ほか
の、より忙し、またより仕事の集中し
ておる税務署を強化するというよう
なことを考へて行かなければならぬ場
合が起つて来るわけでございます。さ
うな場合を予慮いたしました。税務署
の整理統合も実は考へておるわけ
でございますが、ただいまお話のござい
ましたように、納税者各位の利便とい
うことも、これはまた無視すること
できない非常に重要なことございま
すので、税務署の支所というよりな
ものを置く道を開きまして、そこで
窓口事務は処理できる、かような態
勢にいたしました。わざ／＼長い距離
を交通機関を使つて来ていただくこ
とができるだけ少いように、納税者の利便
を考へたい、さような配慮から、税務
署の支所という制度を新たに今回の改
革で設けたいと思つております。でき
るだけ親切、御不便のないようにとい
うことに十分心がけて参るつもりで
ございます。

○青木(正)委員長代理 本日はこの程
度にとどめ、明十七日午前十時半より
開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十四分散会

昭和二十七年五月二十七日印刷

昭和二十七年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所